

人事委員会勧告等の概要について

徳島県人事委員会は、平成26年10月17日、徳島県議会議長及び徳島県知事に対して職員の給与等について報告及び勧告を行いました。その概要は次のとおりです。

1 職員の給与と民間給与との比較

<月例給>

公民比較		公民較差	
民間給与 (A)	職員の給与 (B)	較差額 (A-B)	較差率 (A-B)/B
374,856円	373,932円	924円	0.25%

(注) 「職員の給与」は民間事業所の従業員と給与比較することができた行政職給料表適用者の平均給与

<期末手当・勤勉手当(ボーナス)>

民間の年間支給割合	職員の年間支給月数
4.11月	3.95月

2 本年の給与改定

(1) 給料表

ア 行政職給料表

人事院勧告の内容に準じ、若年層に重点を置きながら広い範囲の号俸について
引上げ

イ その他の給料表

行政職給料表との均衡を基本に引上げ

(2) 諸手当

ア 初任給調整手当

医療職給料表(一)の改定状況を勘案し引上げ

イ 通勤手当

高速道路等を利用する職員の通勤手当について、特別料金等の額の2分の1に
相当する額の限度額を引上げ

28,000円 → 34,000円

ウ 期末手当・勤勉手当

職員の年間平均支給月数（3.95月）と、民間企業で支払われた特別給の支給割合（4.11月）との均衡を図るため引上げ

3.95月分 → 4.10月分（0.05月単位で整理）

また、勤務実績に応じた給与を推進するため引上げ分を勤勉手当に配分

<一般の職員の場合の支給月数>

		6月期	12月期	計
26年度	期末手当	1.225月(支給済み)	1.375月(改定なし)	2.60月
	勤勉手当	0.675月(支給済み)	0.825月(現行0.675月)	1.50月
	計	1.90月	2.20月	4.10月
27年度 以降	期末手当	1.225月	1.375月	2.60月
	勤勉手当	0.75月	0.75月	1.50月
	計	1.975月	2.125月	4.10月

(3) 勧告に基づく改定額（率）

月例給（行政職） 913円（0.24%）

（内訳 給料909円 はね返し分（注）4円）

（注）地域手当など給料の月額を算定基礎としている諸手当の額が増減することによる分

平均年間給与（行政職） 本年度 約7.3万円増 *行政職平均年齢 44.0歳

(4) 改定の実施時期

給料表及び諸手当の改定は平成26年4月1日

ただし、平成27年度以降の期末手当・勤勉手当の改定は平成27年4月1日

3 給与制度の総合的見直し

(1) 改定の概要

① 給料表

ア 行政職給料表

- ・給料表の水準を平均2%引下げ
- ・1級（全号俸）及び2級の初号俸付近は引下げなし
- ・3級以上の級の高位号俸は最大4%程度引下げ
- ・5級及び6級に号俸を増設

イ その他の給料表

- ・行政職給料表との均衡を基本に引下げ
- ・医療職給料表（一）については引下げなし

② 諸手当

ア 地域手当

(7) 県外で勤務する職員の支給割合

- ・東京都（特別区） 18% → 20%
- ・大阪市 15% → 16%
- ・名古屋市 12% → 15%

(4) 県内で勤務する職員の支給割合

県内を同割合とすることが適当

(7) 医療職給料表（一）の適用を受ける職員の支給割合

15% → 16%

イ 単身赴任手当

- ・基礎額 23,000円 → 30,000円
- ・加算額 6,000円～45,000円 → 8,000円～70,000円

* 交通距離の区分を2区分増設

8区分（最長区分1,500km以上） → 10区分（同2,500km以上）

ウ 管理職員特別勤務手当

管理監督職員が災害への対処等の臨時・緊急の必要により、やむを得ず平日深夜（午前0時から午前5時までの間）に勤務した場合に対しても、勤務1回につき6,000円を超えない範囲内の額を支給

(2) 改定の実施時期等

① 給料表の見直し

平成27年4月1日から実施し、同日に新給料表へ切替え

② 地域手当（県内で勤務する職員を除く）の支給割合及び単身赴任手当の支給月額

は、平成27年4月1日から段階的に引き上げ、平成30年4月までに計画的に実施

③ 管理職員特別勤務手当

平成27年4月1日から実施

④ 新給料表の給料月額が切替日の前日（平成27年3月31日）に受けていた給料月額

に達しない職員に対しては、激変緩和のための経過措置として平成30年3月31日までの3年間に限り、その差額を支給

4 その他の課題

(1) 再任用職員の給与

再任用職員の給料月額及び期末手当・勤勉手当の支給月額の改定並びに単身赴任手当の支給については、人事院勧告に準じることが適当

(2) 教員の給与

教員の給与は全国的に均衡が図られたものであることが望ましく、国や他の都道府県の動向等を踏まえ、適切に対応していく必要